

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年4月1日 (第1回)
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	大分県玖珠町 (44626)
地域名 (地域内農業集落名)	太田・山下地域 <small>(志津里・志津里原・原口・長小野・中塚・田能原・小原・中の原・坂の上・弓の木・鳥屋・馬勢・川底・内匠・松信・石坂・鎗田・中組・下組・本村・元畑)</small>

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	304.1	ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	230.7	ha
② 田の面積	210.9	ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	61.1	ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	47.3	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.1	ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	—	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	—	ha

(備考)④については現在農地を賃貸借を行っている面積を含む。

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

【地域の現状】

太田・山下地域は、豊かな自然の恵みを受け、水稻を中心に椎茸栽培の他、畜産業が盛んに行われている。また、葉たばこの生産が行われているが、近年の生産調整により、生産量は減っている。その他、近年は、ピーマン、白ねぎ等の園芸品目も行われている。農用地は、圃場整備を行っている農地が多く、水田利用として大型機械の作業体系も確立されており、法人等による集積も進んでいる。しかし、本地域でも、少子・高齢化による影響は例外ではなく、各経営体の担い手対策などが求められている。

【地域での課題】

◆農地・農業設備

・農道が狭い(農業機械が入らない) また、水利の条件が悪い農地がある。

◆農作業

・鳥獣対策が難しい。鹿、猪だけでなくカラスの被害もある
・中山間地域の草刈などの農作業が大変

◆農業経営

・米価や野菜が安いいため、収入向上・生産意欲に繋がっていない。また今後の経営が不安定な状況である。
・イノシシ、鹿、カラス等の被害により収量減少が発生し、またその対策に労力を要している。
・物価高騰であるものの農産物価格が安いいため、農業経営が厳しい状況である。
・肥料や飼料など農業資材関係や農機具などがコスト増になり、農家所得を圧迫している。
・農作業はどの行程も労力が必要なため、省力化や作業効率を行う必要がある。
・農機具が高く、兼業農家では購入できない。また、水稻関係の補助金がない。

◆担い手、後継者

・高齢化により若手生産者、後継者が少ないため、農家経営を望む者が少なくなっている。
・農産物の価格が安いいため、若者の農業離れとなっており、担い手の育成の障壁になっている。
・女性の農業者が少ない。また、若手への経営指導ができていない。

◆農地活用

・上流部で水が少ない農地があるため、農産物生産の障壁となっている。
・後継者も増えていない。
・物価高騰であるものの農産物価格が安いいため、農業経営が厳しい状況である。
・肥料や飼料など農業資材関係や農機具などがコスト増になり、農家所得を圧迫している。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

太田・山下地域は、圃場整備された集团的農用地があるため、農道や水利施設等の適切な維持管理保全を行い、優良な農地保全を行う。今後も法人、認定農業者への集約を進めていく。また、八幡地域と古後地域を結ぶ県道の整備が進められているため、広範囲で作業受託が可能となることで生産性の向上や販路の拡大が見込まれる。しかし、農家の高齢化、後継者不足が課題となっているが、地域外から担い手を受け入れ、今後も、将来を見据え、地域内の安定した農業・地域づくりが必要である。

【農地・農業設備】

・今後の高齢化に伴い、農地貸出動向を調査し、意欲ある生産者へ貸付が行えるように農地マッチングの取組みを進める。

【農作業】

・有害鳥獣対策として、電柵や網を設置する。

【農業経営】

・地域の特産となる農産物のブランド対策を検討し、農産物の高付加価値による独自の販路を模索し、農家所得向上を行う。海外への輸出を検討する。
・コスト低減の取組みを行うために、堆肥や有機肥料、自家飼料の活用などを関係機関と連携して進める。
・イノシシ、鹿などによる鳥獣被害が多発しているため、引き続き対策を講じるとともに、関係機関と連携して有効な対策が講じられるよう取組みを進める。また、若手に狩猟をしてもらうよう話し合いを行っていく。
・今後の農業経営を行う上で、町や大分県、JAなどの関係機関と生産者との情報共有及び連携が重要なため、連携強化の取組みを行う。
・加工所を作り、6次化を検討し、所得を上げる取組を行う。
・美味しい米づくりを地域で行い、食味計を導入し、ブランド米として販売を行う。そのため、新たな販路を開拓やネット販売を検討する。

【担い手・後継者】

・担い手不足を解消するため、地域内の若者に農業機械のオペレータ育成を行う。また、UIJターンを進める。
・新規就農者など地域外人材が安定的に農業経営と暮らしが行えるように、受け入れ態勢と人材確保の取組みを地域・行政がともに環境整備の取組みを行う。
・複合的な職業としてライフスタイルの確立が行えるように雇用創出と農業経営の安定化を推進させる。併せて今後の農業担い手となる兼業農家への対策を検討する。
・労働力不足、高齢化などの課題に対処するため、手対策としてスマート農業の導入を検討する。
・農業法人の設立、誘致。農業機械を共同購入。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する方針

・農地中間管理機構を活用し、認定農業者、新規就農者、基本構想水準到達者及び意欲ある生産者などを中心に団地面積の拡大を進める。また農地配分など効率的な農作業・作付け推進等が行えるように、地域の実情に応じた対応を進めていく。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	42.8	%	将来の目標とする集積率	42.8	%
--------	------	---	-------------	------	---

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

当該地域では、圃場整備された農地と未整備圃場となる農地が存在する。そのため耕作条件の良い圃場で、且つ集团的農地の確保が行える圃場について優先的な取組みを実施する。また各経営体や作付け品目等の個別状況に応じて効率的な営農が行える取組みも進める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
地域の中心となる経営体の育成を図るとともに、利用権設定を行う場合は、新たな担い手を中心に集積・集約化を進める。また本地域での適した農地確保を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に進めていく。今後農地所有者の貸出意向が増加する見込みであるため、貸付意向を的確に把握し、農地借受け希望者へのマッチングを適切に進める。将来的には当該地域での担い手が効率的な営農に繋がる経営農地の集約化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組
・未整備圃場では、圃場面積が狭小であることなど作業効率が低いため、受け手が少ない状況でもある。そのため野菜などの園芸品目の導入などの品目転換や単収及び品質の向上に向けた排水対策、その他にも大区画化(けい畔除去)等の整備について地域の特性と実情に応じた対策を検討していく。 ・農業用施設としては、水路の老朽化や維持管理を行う労働力の低下が課題となっている。そのため各地域の農村を守るため必要な水路等の改修及び実情に即した対策等を行い、施設の長寿命化を図り、農業用水の安定的な供給を確保する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・新規就農者や集落営農組織、年齢による属性など多くの担い手パターンがある中で、当該地域で最適な仕組みづくりを実施する。 ・本町の状況として専業農家より兼業農家が多い状況であるため、複合的な職業としてライフスタイルの確立が行えるように雇用創出と農業経営の安定化を推進させる。 ・認定農業者などの地域内の後継者育成や、移住定住・関係人口の創出など外部からの人材確保を図る。また域外定住では、空き家活用など地域住民と連携した取り組みを検討し、集落で住みやすい環境づくりを共に行う。
(5)農業協同組合等の農業サービス事業者等への農作業委託の取組
・地域内外で作業受託を事業者へ農作業の一部を委託することにより、農作業の効率化を図り、農業経営の維持及び遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

<p>【選択した上記の取組内容】</p> <p>①鳥獣駆除対策及び防護柵設置を引き続き行うとともに、防護柵の適正管理を行う。また鳥獣被害は地域単位で異なることから、地域実情に即した対策を検討する。</p> <p>②肥料・飼料高騰対策の取り組みを行うため、環境保全型農業直接支払交付金の取組をはじめ、有機農業の導入や自家飼料の一層の推進を関係機関とともに進める。</p> <p>③圃場管理などの省力化や効率化を行うため、経営規模や作物、圃場状況に合致したスマート農業技術の導入を関係機関と連携して検討する。</p> <p>⑦中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業の活用により、地域一体となった保全・管理を行うとともに、遊休農地は地域農業に即した利活用が行えるように検討する。</p>
--

